

【参考資料1】

（品位の保持）

地方自治法第百三十二条 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

（侮辱に対する処置）

地方自治法第百三十三条 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会において、侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができる。

（懲罰理由）

地方自治法第百三十四条 普通地方公共団体の議会は、この法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる。

懲罰に関し必要な事項は、会議規則中にこれを定めなければならない。

（懲罰の種類及び除名の手続）

地方自治法第百三十五条 懲罰は、左の通りとする。

- 一 公開の議場における戒告
- 二 公開の議場における陳謝
- 三 一定期間の出席停止
- 四 除名

懲罰の動議を議題とするに当たっては、議員の定数の八分の一以上の者の発議によらなければならない。

第一項第四号の除名については、当該普通地方公共団体の議会の議員の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意がなければならない。